

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

<p>四百七号</p>	<p>路線名</p>
<p>熊谷市平塚新田字下一〇〇六番地先から 同市下恩田字市場一五一八番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年三月七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年三月七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号で告示した道路区域の供用開始である。 延長 一〇一・二三メートル</p>	<p>備考</p>